

傍聴席の秩序維持についての対応

1 前提条件

【現状の対応】

1 「会議中」の対応

議長からの注意・警告・退場命令により、会議を妨害する傍聴人を退場させています。（地方自治法第130条第1項）

2 「会議中」以外の対応

（1）傍聴受付時

受付の段階で「傍聴席に入ることのできない者」に該当した場合は、傍聴席に入ることができません。（傍聴規則第6条各号）

（2）「開会前」「休憩中」「閉会後」

騒ぎ立てる傍聴人に対しては、庁舎管理規則に基づいて職員から注意を行っています。（庁舎管理規則第11条）

※委員会においても、同様の対応を行っています。

（委員会条例第13条第2項、委員会傍聴規程第7条）

※「傍聴人の守るべき事項」は、現行の傍聴規則等では、「開会前」「休憩中」「閉会後」は対象とされていません。

（傍聴規則第7条各号、委員会傍聴規程第8条各号）

2 運用・対応（案）

- 「会議中」はもとより、「開会前」「休憩中」「閉会後」（以下、「開会前」等）に傍聴席で騒ぎ立てる等の行為を行うことは、会議の開会・再開を妨げ、また、他の傍聴人に迷惑を及ぼす行為でもあることから、傍聴規則の「傍聴人の守るべき事項」に騒ぎ立てる等の行為を禁止する旨を規定し、あわせて「開会前」等においても同事項を遵守する旨を明記します。
- 「開会前」「休憩中」に傍聴席で騒ぎ立てる等の行為を行う者には、職員が注意・制止のうえ、複数回注意・制止しても従わない場合は、当日傍聴席に入ることができないこととし、あわせて傍聴規則を改正します。
- 本会議又は委員会で退場になった場合、原則同日の他の会議の傍聴は認めない旨を規定します。
- 上記については、委員会傍聴規程にも同様に規定します。

※退場を命じられた傍聴人に対し、翌日以降、一定期間にわたり傍聴を制限することについては、不当であるとの弁護士見解があるため、例規に規定することはできません。

【関係例規（抜粋）】

地方自治法

(議長の議事整理権・議会代表権)

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 1～8省略

9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(会議の傍聴)

第130条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

横浜市会委員会条例

(傍聴の取扱い)

第13条 委員会は、これを傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

横浜市会傍聴規則

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険物を携帯すると思われる者

(2) 異様な服装をし、又は酒気を帶びている者

(3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静謐を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。

(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。

(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。

(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2. 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

横浜市会委員会傍聴規程

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帶びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。

2. 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

横浜市庁舎管理規則

(行為の禁止)

第11条 庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 著しく粗野若しくは乱暴な行為又は嫌悪の念を抱かせるような行為をすること。
- (3)～(9)省略

(違反者に対する措置)

第17条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当する者またはそのおそれが明らかである者に對し、庁舎への入場を拒否し、許可もしくは承認を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の禁止、原状回復もしくは退去を命ずることができる。

傍聴席の秩序維持についての対応（例規改正）

1 改正する例規

- (1) 横浜市会傍聴規則 別紙1
 (2) 横浜市会委員会傍聴規程 別紙2

※施行日は、公布日とします。

2 主な改正内容

横浜市会傍聴規則

現 行	改 正 案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。 (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。 (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。 (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。ただし、第4号に規定する事項にあっては、開会中に限るものとする。</p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。 (4) 私語をしないこと。 (5) 喫煙又は飲食をしないこと。 (6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。 (7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(第2項省略)</p>

(違反に対する措置)

- 第10条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

(第3項省略)

(傍聴人の退場)

- 第11条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の退場)

- 第10条** 傍聴人は、会議が休憩となったとき、会議が閉会したとき又は秘密会を開く議決があったときは、傍聴席から速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第11条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

(第3項省略)

(会議の開会前等の違反に対する措置)

- 第12条** 傍聴人が、会議の開会前、休憩中又は閉会後にこの規則に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。
- 2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規則に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置)

- 第13条** 横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第13条第3項の規定に基づく議長が別に定めるものの規定により、当日再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた委員会が開催された日と同日に行われる会議についても傍聴席に入ることができない。

横浜市会委員会傍聴規程

現 行	改正案
(傍聴人の守るべき事項)	(傍聴人の遵守事項)
第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。	第8条 傍聴人は、 <u>委員会の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。ただし、第4号に規定する事項にあっては、開会中に限るものとする。</u>
(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。 (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。 (5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。 (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。	(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。 (4) 私語をしないこと。 (5) 喫煙又は飲食をしないこと。 (6) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。 (7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
(第2項省略)	(第2項省略)
(違反に対する措置)	(傍聴人の退場)
第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴に入ることができない。	第11条 傍聴人は、 <u>委員会が休憩となったとき、委員会が閉会したとき又は条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは、傍聴席から速やかに退場しなければならない。</u>

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席(他の委員会を行う室の傍聴席を含む。)に入ることができない。

(委員会の開会前等の違反に対する措置)

第13条 傍聴人が、委員会の開会前、休憩中又は閉会後にこの規程に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。

2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規程に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席(他の委員会を行う室の傍聴席を含む。)に入ることができない。

(議場の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置)

第14条 横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）第11条第2項又は第12条第2項の規定により、当日再び議場の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び傍聴席に入ることができないとされた会議が開催された日と同日に行われる委員会についても傍聴席に入ることができない。

横浜市会傍聴規則の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
(傍聴の手続)	(傍聴の手続)
第1条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式による傍聴券又は傍聴証に所定事項を記入の上、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。	第1条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式による傍聴券又は傍聴証に所定事項を記入の上、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。
(傍聴席の種別等)	(傍聴席の種別等)
第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。 2 一般席の定員は、216人(うち車椅子席の定員は、8人)とする。 3 前2項に定めるもののほか、親子その他他の者が傍聴するために使用する親子傍聴室を設け、その運用方法については、議長が別に定める。 4 記者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。	第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。 2 一般席の定員は、216人(うち車椅子席の定員は、8人)とする。 3 前2項に定めるもののほか、親子その他他の者が傍聴するために使用する親子傍聴室を設け、その運用方法については、議長が別に定める。 4 記者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。
(一般席での傍聴)	(一般席での傍聴)
第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、議会局で傍聴券交付申請簿に住所及び氏名を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならない。 2 特別傍聴券は会議日ごとに議員1人につき1枚を限り議員の請求により議長が発行する。 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。	第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、議会局で傍聴券交付申請簿に住所及び氏名を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならない。 2 特別傍聴券は会議日ごとに議員1人につき1枚を限り議員の請求により議長が発行する。 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
(傍聴証の交付)	(傍聴証の交付)
第4条 議長は、必要と認めた者に対し、傍聴証を交付することができる。	第4条 議長は、必要と認めた者に対し、傍聴証を交付することができる。

(学生、生徒、児童等の団体の傍聴)

第5条 学生、生徒、児童等の団体傍聴については、その統率者があらかじめ議長の許可を受けなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帶びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静謐を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。

(学生、生徒、児童等の団体の傍聴)

第5条 学生、生徒、児童等の団体傍聴については、その統率者があらかじめ議長の許可を受けなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帶びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静謐を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。ただし、第4号に規定する事項にあっては、開会中に限るものとする。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。
- (4) 私語をしないこと。
- (5) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。

<p>(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。</p> <p>3 議長は、必要と認めたときは、警察官に処置を求めることができる。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</p>	<p>(7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、会議が休憩となったとき、会議が閉会したとき又は秘密会を開く議決があったときは、傍聴席から速やかに退場しなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。</p> <p>3 議長は、必要と認めたときは、警察官に処置を求めることができる。</p> <p>(会議の開会前等の違反に対する措置)</p> <p>第12条 傍聴人が、会議の開会前、休憩中又は閉会後にこの規則に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。</p>
---	--

2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規則に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置)

第13条 横浜市会委員会条例（昭和43年5月

横浜市条例第28号）第13条第3項の規定に基づく議長が別に定めるものの規定により、当日再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び委員会を行う室の傍聴席に入ることができないとされた委員会が開催された日と同日に行われる会議についても傍聴席に入ることができない。

(議場立入の禁止)

第12条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第13条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(議長のとる臨機の処置)

第14条 この規則に規定しないものであっても議長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。

(議場立入の禁止)

第14条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第15条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(議長のとる臨機の処置)

第16条 この規則に規定しないものであっても議長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 一般傍聴券様式

(表)

第 号
一 般 傍 聽 券
傍聴人住所
氏名
横 浜 市 会

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。
- (4) 秘語、喫煙又は飲食をしないこと。

1 一般傍聴券様式

(表)

第 号
一 般 傍 聽 券
傍聴人住所
氏名
横 浜 市 会

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静肅を旨とし次の事項をお守りください。ただし、(4)に規定する事項については、開会中に限るものとします。
 - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。
 - (4) 秘語をしないこと。
 - (5) 喫煙又は飲食をしないこと。

と。

(5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。

(6) 撮影又は録音等をしないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

2 特別傍聴券様式

(表)

★	第 号	★
特 別 傍 聽 券		
傍聴人住所		
氏名		
紹介議員		
横 浜 市 会		
★	★	

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。

(6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。

(7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。

(8) 撮影又は録音等をしないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

2 特別傍聴券様式

(表)

★	第 号	★
特 別 傍 聽 券		
傍聴人住所		
氏名		
紹介議員		
横 浜 市 会		
★	★	

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 会議の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静

<p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。</p> <p>(4) <u>私語</u>、喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。</p> <p>(6) 撮影又は録音等をしないこと。</p> <p>6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。</p>	<p><u>肅を旨とし次の事項をお守りください。ただし、(4)に規定する事項にあっては、開会中に限るものとします。</u></p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。</p> <p>(4) <u>私語をしないこと。</u></p> <p>(5) 喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(6) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</p> <p>(7) <u>騒ぎ立てる等の行為をしないこと。</u></p> <p>(8) 撮影又は録音等をしないこと。</p> <p>6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。</p>
--	--

横浜市会委員会傍聴規程の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第13条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第13条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
(傍聴席の種別等)	(傍聴席の種別等)
第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。	第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。
2 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。	2 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。
(1) 各委員会室及び運営委員会室 それぞれ20人(うち車椅子席の定員は、それぞれ2人)	(1) 各委員会室及び運営委員会室 それぞれ20人(うち車椅子席の定員は、それぞれ2人)
(2) 大会議室 40人(うち車椅子席の定員は、2人)。ただし、室を仕切って使用する場合は、30人(うち車椅子席の定員は、2人)とする。	(2) 大会議室 40人(うち車椅子席の定員は、2人)。ただし、室を仕切って使用する場合は、30人(うち車椅子席の定員は、2人)とする。
3 記者席で傍聴することのできる者は、横浜市会傍聴規則(昭和25年4月横浜市会規則第1号)第2条第4項に規定する市政記者とする。	3 記者席で傍聴することのできる者は、横浜市会傍聴規則(昭和25年4月横浜市会規則第1号)第2条第4項に規定する市政記者とする。
(傍聴の手続)	(傍聴の手続)
第3条 一般席で傍聴しようとする者は、次条の規定により傍聴証の交付を受け、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。	第3条 一般席で傍聴しようとする者は、次条の規定により傍聴証の交付を受け、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。
(傍聴証の交付の手続等)	(傍聴証の交付の手続等)
第4条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴しようとする委員会が開催される日に、一般傍聴申込書(第1号様式)に住所、氏	第4条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴しようとする委員会が開催される日に、一般傍聴申込書(第1号様式)に住所、氏

名及び傍聴を希望する委員会名を記載し、一般傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会派からの紹介により傍聴しようとする者は、会派紹介傍聴申込書（第3号様式）に住所、氏名その他必要な事項を記載し、傍聴しようとする委員会の開催予定日の前日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日（同項に規定する休日以外の日をいう。）までに会派紹介傍聴証（第4号様式）の交付を受けなければならぬ。

3 前項の規定により交付する会派紹介傍聴証は、委員会ごとに各会派1枚に限るものとする。

4 一般傍聴証の交付は、委員会が開催される日に所定の場所において、当該委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に当該委員会の終了まで行うものとする。ただし、当該委員会の開会予定時刻の30分前の時点において一般席で傍聴しようとする者（当該委員会を会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が、当該委員会を開催する室の一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴することができる者を決定し、一般傍聴証を交付するものとする。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急きよ開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により一般傍聴証を交付するものとする。

6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をし

名及び傍聴を希望する委員会名を記載し、一般傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会派からの紹介により傍聴しようとする者は、会派紹介傍聴申込書（第3号様式）に住所、氏名その他必要な事項を記載し、傍聴しようとする委員会の開催予定日の前日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日（同項に規定する休日以外の日をいう。）までに会派紹介傍聴証（第4号様式）の交付を受けなければならぬ。

3 前項の規定により交付する会派紹介傍聴証は、委員会ごとに各会派1枚に限るものとする。

4 一般傍聴証の交付は、委員会が開催される日に所定の場所において、当該委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に当該委員会の終了まで行うものとする。ただし、当該委員会の開会予定時刻の30分前の時点において一般席で傍聴しようとする者（当該委員会を会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が、当該委員会を開催する室の一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴することができる者を決定し、一般傍聴証を交付するものとする。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急きよ開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により一般傍聴証を交付するものとする。

6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をし

ようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。

7 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証の着用)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

(傍聴証の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

ようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。

7 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証の着用)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

(傍聴証の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、委員会の開会前、開会中、休憩中又は閉会後に傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

<p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</p> <p><u>(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。</u></p> <p>(5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</p>	<p>ならない。ただし、第4号に規定する事項にあっては、開会中に限るものとする。</p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</p> <p><u>(4) 私語をしないこと。</u></p> <p><u>(5) 喫煙又は飲食をしないこと。</u></p> <p>(6) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</p> <p><u>(7) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。</u></p> <p><u>(8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</p>
<p>(傍聴人の退場)</p>	<p>(傍聴人の退場)</p>
<p>第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。</p>	<p>第11条 傍聴人は、<u>委員会が休憩となったとき</u>、<u>委員会が閉会したとき</u>又は<u>条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは</u>、<u>傍聴席から速やかに退場しなければならない。</u></p>
<p>2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。</p>	<p>(違反に対する措置)</p>
<p>第12条 傍聴人は、条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは、速</p>	<p>（違反に対する措置）</p>
<p>第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その</p>	<p>（違反に対する措置）</p>

やかに退場しなければならない。

命令に従わないとときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）に入ることができない。

(委員会の開会前等の違反に対する措置)

第13条 傍聴人が、委員会の開会前、休憩中又は閉会後にこの規程に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。

2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規程に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）に入ることができない。

(議場の傍聴席に入ることができないとされた者に対する措置)

第14条 横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）第11条第2項又は第12条第2項の規定により、当日再び議場の傍聴席に入ることができないとされた者は、当該再び傍聴席に入ることができないとされた会議が開催された日と同日に行われる委員会についても傍聴席に入ることができない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第13条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、委員会を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第15条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、委員会を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(委員長のとる臨機の処置)

第14条 この規程に規定しないものであって
も委員長が必要と認めたときは、臨機の処
置をとることができる。

(委員長のとる臨機の処置)

第16条 この規程に規定しないものであって
も委員長が必要と認めたときは、臨機の処
置をとることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。